求職活動に関するアンケート

感染を懸念する等の理由により前回の認定日から昨日までの間に規定の求職活動を行うことが出来なかった者については、以下の項目についてご回答ください。
1 前回の認定日から昨日までの間に行おうと考えた求職活動は何ですか。
a) ハローワーク等での職業相談
b) 希望した求人への申し込み
c) 希望したセミナー等への申し込み
d)職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み

- 2 1が行えなくなったことに伴い、どのような準備をしましたか。
- a) インターネット等(広告、折り込みチラシ等)で求人を検索
- b) インターネット等で各種セミナー情報等を検索
- c) インターネット等で職業訓練等を検索
- d) その他 ()

e) その他(

- 3 今後求職活動が可能となった場合に行おうと考えている求職活動は何ですか。
- a) ハローワーク等での職業相談
- b) 希望した求人への申し込み
- c) 希望したセミナー等への申し込み
- d)職業訓練等(教育訓練を含む)への申し込み
- e) その他 ()

(重要) 雇用保険を受給中の皆様へ~

まん延防止等重点措置を受けた 雇用保険失業認定日の特例措置について

今般、沖縄県において、まん延防止等重点措置が実施されたことに伴い、 沖縄県内全てのハローワークでは更なる感染防止のため、特例措置として以下 により失業の認定手続きを実施することと致しました。

今回の変更は感染拡大防止のため、期間を限定した取り扱いとなりますので、 ご了承願います。

1 認定日の特例措置期間と対象者

来所して失業認定を受けることが原則ですが、下記のいずれかに該当する場合には特例措置が設けられています。

(1) まん延防止等重点措置期間中及び当該措置解除後の最初の認定日

原則として、来所して失業認定を受けてください。

ただし、感染懸念等の理由により希望する場合は、「郵送での失業認定」も可能です。

(2) 上記(1) 以外の期間の認定日

高齢(概ね60歳以上)である方、基礎疾患がある方および妊娠中の方が、感染予防等の観点から来所を控えたい旨の申し出をハローワークにされた場合、「郵送での失業認定」も可能です。

2 郵送での証明認定

上記(1) および(2) に該当し、来所を懸念される方は、指定されている失業認定日当日から 7日以内(の消印)に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」・「返送先記入返信用封筒(切手貼付)」をハローワークに郵送し失業の認定を受けることが出来ます。

- ※ 上記1(1)に該当する方は、失業認定申告書の備考欄に「新型コロナウイルス感染懸念の ため安定所に来所困難」と必ず記載してください。(別紙 記入例①参照)
- ※ 上記1(2)に該当する方は、失業認定申告書の備考欄に<u>「高齢であることから/基礎疾患を有することから/妊娠中であることから、新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難」と必ず記載してください。(別紙 記入例②参照)</u>

なお、感染懸念等の理由で求職活動ができなかった場合には、「求職活動に関するアンケート」を 回答の上同封してください。 その場合、失業認定申告書の3欄、イに〇をし、「新型コロナウイルス の感染懸念のため求職活動が行えなかった」/「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が 行えなかった」と記入してください。

ハローワークで失業認定及び基本手当振込等の処理を行い、雇用保険受給資格者証と次回の失業 認定申告書(支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ)を郵便にて返送します。

なお、指定されている失業認定日に来所を懸念する方は、次回認定日の**前日**までに認定日を変更することも可能です。

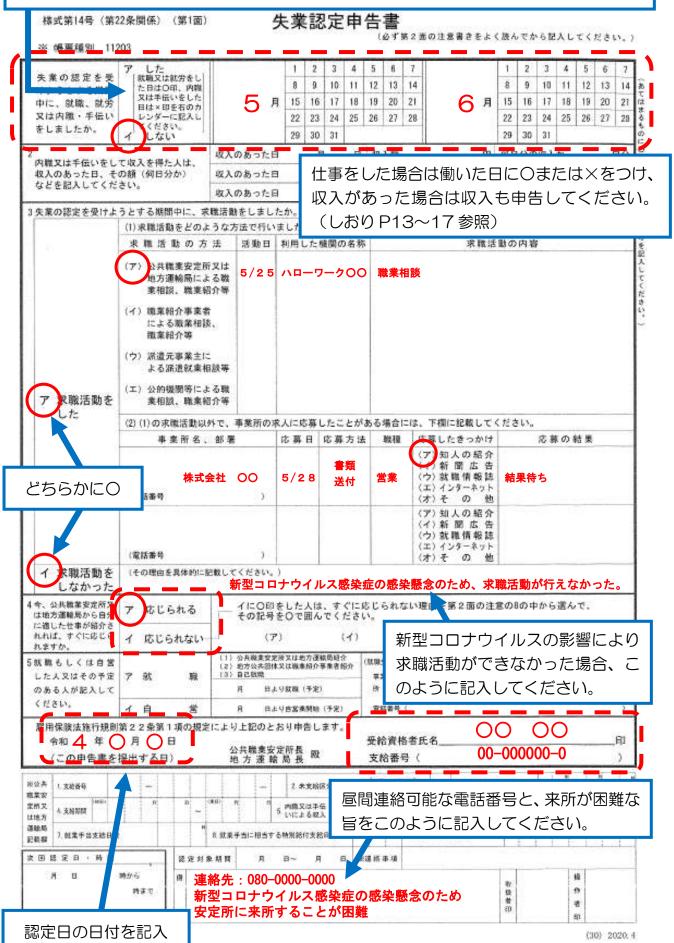
ご来所の際には、マスク着用等、感染予防対策をお願い致します。

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況により取扱いが変更になる場合があります。
- ※ 地域により取扱いが異なりますので、ご不明な点は受給しているハローワークにお問い合わせ ください。
- ※ 今回の事態を受けての問い合わせ等でお電話がつながりにくいことが想定されますので、ご了 承願います。

郵送する場合の記入例①

1 (1) まん延防止等重点措置期間中及び 措置解除後の最初の期間の認定日

前回の認定日(初回の方は受給手続きをされた日)から認定日前日までに、仕事をした 場合「ア した」に〇、していない場合には「イ しない」に〇をつけてください。



郵送する場合の記入例② 1(1)以外の期間の認定日

前回の認定日(初回の方は受給手続きをされた日)から認定日前日までに、仕事をした場合「アーレた」にO、していない場合には「イーレない」にOをつけてください。

